

「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書および添付書類について」

廃棄物処理法の改正にともない、平成23年4月1日以降、北海道内において函館市の区域を越えた収集運搬を行う場合は北海道の収集運搬業許可が必要になるため、各振興局へ許可申請を行う必要があります。

函館市への許可申請は、函館市内で積替えまたは保管を含む収集運搬業を行う事業者および函館市の区域内で収集運搬が完結する事業者が対象になります。

許可申請書および添付書類

- 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（別記様式第5号）
 - ・「事業の範囲」欄に積替保管の有無を記入すること。
- 2 事業計画の概要を記載した書類（別記様式第9号）
- 3 事務所および事業場等一覧表（別記様式第10号）
- 4 積替保管施設の概要表（別記様式第11号）
 - ・積替または保管を行う場合に添付する。
- 5 積替え保管施設に係る添付書類
 - ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに付近の見取り図。
- 6 自動車検査証の写し
 - ・借用の場合には、車輛使用承諾書（別記様式第17号）または賃貸借契約書の写しも提出すること。
- 7 収集運搬車輛の写真（別記様式第18号）
 - ・前面の写真は、自動車登録番号が確認出来るもの。
 - ・側面の写真は、産業廃棄物収集運搬車であることの表示が確認出来るもの（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること）。
- 8 収集運搬容器の写真またはカタログ等（別記様式第19号）
- 9 事務所、事業場付近の見取り図
- 10 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）
 - ・期限が切れていないものであること（新規は5年間、更新は2年間有効）。
 - ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を扱う場合はPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証も添付すること。
- 11 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類（別記様式第12号）

1 2 添付書類（申請者が法人である場合）

直前3年の各事業年度における貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表
直前3年の法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書 その1）

定款または寄付行為

登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

役員（監査役も含む），株主または出資者の住民票の写しおよび登記されていないことの証明書

政令に定める使用人がある場合には，その者の住民票の写しおよび登記されていないことの証明書

1 3 添付書類（個人の場合）

資産に関する調書（別記様式第13号）

直前3年の各営業年度における確定申告書および収支内訳書の写し（税務署の受理印のあるもの）

直前3年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書 その1）

住民票の写しおよび登記されていないことの証明書

1 4 誓約書（別記様式第14号）

1 5 北海道および道内の他政令市から許可を受けている場合には，当該許可証の写し

1 6 許可の更新または変更許可の場合には，現在有効な函館市の許可証の写し

その他補足事項

- ・ 登記事項証明書，住民票の写し，登記されていないことの証明書および納税証明書は申請日の直近3ヶ月以内に発行されたものとし，コピーを提出する際には原本も提示すること。また，住民票の写しは本籍地記載のものとする。
- ・ 登記されていないことの証明書は，法務局で発行される成年被後見人および被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書であること。
- ・ 許可の更新の申請をする場合には，2から9までの書類について，その内容に変更がない限り省略が可能。また，変更許可の申請をする場合には，3から9までの書類を省略可能。
- ・ 直前の事業年度に係る有価証券報告書の添付を行う場合は，12 - から12 - までの書類を省略可能。
- ・ 北海道および道内政令市の発行する先行許可証の添付があった場合には，12 - ， ，13 - の書類を省略可能。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

新規許可申請 81,000円

更新許可申請 74,000円

変更許可申請 72,000円

許可申請に関する問い合わせおよび申請書の提出先

〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

函 館 市 環 境 部 環 境 対 策 課

電 話 0 1 3 8 - 5 6 - 3 8 2 7

F A X 0 1 3 8 - 5 1 - 3 4 9 8